

2024年6月



2023年度
「事業報告」

(2023年4月1日～2024年3月31日)

(添付)

☆「事業報告の附属明細書」



公益財団法人
全労連会館

「2023年度事業報告」

2023年度は、公益財団法人の12年度目となりますが、コロナ禍にあっても公益事業活動を継続して発展させ、会館建設から22年を経過する当財団の管理・運営、財政全般にわたってより安定した事業活動を追求し、着実な前進をとげることができました。

財団運営に当たっては定款の目的にある「勤労者の経済的・社会的地位の向上と福祉の増進、権利擁護、及び平和を守り、教育・文化の振興に関する活動を推進、支援し、関係する団体の活動の発展に寄与」するという公益財団としての公益目的・事業を着実に遂行するよう努力してきました。

その上で「2023年度事業計画書」に基づきその主要な柱を「公益目的事業」（会館施設提供事業）（会館施設・器材貸与事業）（教育学習・調査研究事業）に置くとともに、会館建設から22年を経過した施設の保守・修理と設備の更新、長期修繕計画と資金計画の検討、公益財団法人の定款、就業規則・諸規程などに基づいた「会館の管理・運営」「体制整備」についても、課題を進めてきました。

I、公益目的事業・共収益事業 報告

当財団の定款では、「目的」（第3条）で「この法人は、勤労者の経済的・社会的地位の向上と福祉の増進、権利擁護、及び平和を守り、教育・文化の振興に関する活動を推進、支援し、関係する団体の活動の発展に寄与することを目的とする」とし、「事業」（第4条）では、「この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 勤労者の労働条件改善と福祉の向上を目的とする活動の支援事業
- (2) 勤労者の社会的地位向上に寄与する教育、調査研究に関する活動の推進及び支援事業
- (3) 勤労者の思想・信条の自由、権利を守る活動の支援事業
- (4) 平和を守り、文化・芸術の振興を目的とする活動の支援事業
- (5) これらの事業を推進する関係団体に施設の提供・貸与するための「平和と労働センター・全労連会館」の管理及び運営に関する事業
- (6) その他本法人の目的を達成するために必要な事業

この定款の「目的及び事業」に基づき「公益目的事業」を行っています。

1 公益目的事業

(1)「勤労者の労働条件改善と福祉の向上を目的とする活動の支援事業」

ア) 当財団の施設に入館し、利用している「全国労働組合総連合（全労連）」は、規約前文で「全国労働組合総連合は、日本の労働組合の全国的・全産業的な中央組織である。全国労働組合総連合は、日本の労働組合運動の積極的なたたかいの伝統を継承発展させ、働くものの利益・権利擁護、平和と民主主義、社会進歩のためにたたかう」としています。

令和5年度（2023年度）は、第31回大会（22年7月）で3つの要求とたたかいの基調（①すべての労働者のゆとりある生活と労働の確保、②地域の「公共」を取り戻し、持続可能な地域循環型の経済・社会の確立、③平和憲法をいかす政治への転換をはかる）を軸に4つのアプローチに基づき、8点にわたる重点課題での具体的とりくみを進めてきました。

とくに4つのアプローチで、格差是正にむけて「『非正規差別、女性差別の根絶とジェンダー平等の実現』をすべての運動に位置づける」ことを強調しました。22年秋より23国民春闘にかけて「ケア労働者の大幅賃上げアクション」「ボーナスゼロなくせ！差別NG！キャンペーン」を開催、更に24国民春闘では「非正規春闘」を掲げるとともに、「最低賃金全国一律制への法改正キャンペーン」「ジェンダー平等推進キャンペーン」の2つのキャンペーンに取り組み、「会計年度任用職員の組織化プロジェクト」をはじめとする当事者の組織化と合わせ運動を進めてきました。

コロナ禍に続く異常な物価高で労働者・国民の生活は困窮するなか、世界の労働者のたたかいと連帶し、「物価高を上回る大幅賃上げ実現」を前面に掲げ、賃上げによる生活改善という世論喚起と運動推進をはかつてきました。また「たたかう労働組合のバージョンアップ」を掲げ、ストライキを軸とした職場・地域からのたたかいを重視し取り組んだ結果、24春闘での賃上げ回答は7957円・3.02%（5月9日現在）と、27年ぶりの高水準を勝ち取っています。

改憲阻止、平和を守るとりくみでは、総がかり行動実行委員会に結集し、大軍拡・大増税に反対し、さらにロシアによるウクライナ侵略やめろ、パレスチナでの即時停戦を、の声を多くの労働組合や市民団体との共同で進めています。

イ) 「全労連・全国一般労働組合」は、1989年に発足し、多様な業種と雇用形態の組合員が集まり、職場や労働者全体の権利と尊厳を大切にし、解雇や差別を許さず、連帯の力で運動をすすめる労働組合です。とりわけ、大企業の社会的責任と政府の責任を問い合わせ、「最低賃金と中小企業振興の二大運動」を中心に、社会保障拡充、大企業の横暴規制、憲法を守

り、核兵器廃絶の運動をナショナルセンターである全国労働組合総連合と共に進めています。

令和5年度（2023年度）は、「全員参加の労働組合活動4つの基本（会議の定例化、学習の定例化、ニュースの定期発行、署名・集会などへの参加）」を大切に、職場の要求実現と仲間ふやしをすすめ、地域活性化や未組織労働者、他団体との連携を深めるために、中小企業、中立労組、地元商店街、自治体などの訪問を全国的に行ってきました。また、中小企業支援の抜本的な拡充、地域活性化、最低賃金の大幅な引き上げなどを求める署名、憲法や労働法制・社会保障などの改悪に反対する署名なども行いながら、個々の職場だけでは解決が難しい政治的な課題の解決を目指し、全国で運動を展開してきました。

ウ) 他にも館内組織には、「働くもののいのちと健康を守る全国センター（いのちと健康全国センター）」があり、「働くものの労働・仕事や社会的要因により起こる健康障害と災害・疾病などを防止し、職場と地域の安全衛生の確保と完全な補償の実現のために、調査、情報収集、研究、政策提言などの活動を、関係団体（者）、専門家、地方・地域組織、海外の団体などと交流・連携、協力・共同して進め、働くもののいのちと健康・権利を守る事業を通じて、人間が尊重され、安心して働く職場・社会の建設に寄与することを目的に」（規約）活動しています。

令和5年度（2023年度）は、新型コロナ感染症も5類となり、日常活動への第1歩を踏み出す年となりました。職場での「健康で安全第一」をスローガンに取り組みを進めています。労災保険制度をめぐっては、メリット制適用事業主が労災認定に対して不服申立ができるかどうかとう裁判が行われており、労災保険制度の根幹にかかわる問題として学習を深めました。また、精神障害の労災認定基準の改定が厚労省で準備されていることから、過労死を考える家族の会などと連携し職場の実態にあった改訂となるよう意見を取りまとめて提出してきました。

13年にわたってとりくまれ昨年最高裁で建設アスベストの裁判の成果として創設された新しい救済制度への普及、患者の掘り起しなど関係する諸団体と協議を重ね取り組んでいます。化学物質と健康研究会では、厚生労働省の検討会がまとめた「職場における今後の化学物質管理のあり方」について職場での取り組み状況の集約に努め、職場での化学物質のリスクアセスメントの推進など被害を出さない取り組みについて検討しています。

年4回発行の「季刊誌」、毎月発行の「全国センター通信」では、活動の交流や職場の健康・安全に必要な情報提供を行っています。全国センターの会員や協力関係にある講師（大学教授、研究者、専門家、弁護士等）の紹介も引き続き行っています。

エ) 1953年に「働く人びとの医療機関」として創立した「全日本民主医療機関連合会（全

日本民医連)」は、現在 47 都道府県の病院・診療所・介護事業所など約 1,800 カ所の事業所が加盟し、そこに働く職員数は約 9 万人となっています。全日本民医連は、「いのちの平等」をめざし医療と福祉の活動を行う全国組織として、加盟している医療機関は無差別・平等で公益性を高めるために差額ベット料を徴収しておらず、「無料低額診療事業」は約 460 の病院・診療所等で行われています。また、「人権を尊重し、共同のいとなみとしての医療と介護・福祉をすすめ、人びとのいのちと健康を守る」ことや「地域・職域の人びとと共に、医療機関、福祉施設などと連携を強め、安心して住み続けられるまちづくり」に取り組み、この運動を共に取り組む地域の約 360 万人の共同組織の構成員がいます。

令和 5 年度(2023 年度)は、新型コロナウイルス感染は減少したものの感染は続き、各事業所では発熱外来、入院患者の受入、自宅での待機を余儀なくされている方への往診対応などを行いました。

2023 年 1 月 1 日から 12 月 31 日の期間で全国の加盟事業所等を対象に「経済的事由による手遅れ死亡事例調査」を行い、無保険もしくは資格証明書、短期保険証の状態や保険証を保持しているが経済的事由により受診が遅れ死亡に至った 48 事例について記者会見を行いました。また、社会的孤立、失職と貧困、行政による支援の不足などを背景に経済格差、健康格差は近年になく急速に拡大し生活困窮者が増加する中で、食料配布会などいのちを守る活動を続けています。看護学生の実態調査から、コロナ禍の中で経済的な困窮により看護師養成校を退学せざる得ない状況があり、学費の公的支援を国に要請をし、国連 NGO 団体として、「経済的事由による手遅れ死亡事例調査」と看護学生の実態について国連にレポートを提出しています。

国際的な取り組みでは、韓国、フランスの医療者と新型コロナウイルス感染症について各国医療状況について情報交換を行いました。

健康なまちづくりの活動では、日本国内ではヘルスプロモーションの活動を進める J-HPH ネットワークに 121 事業所が加盟をしています。第 29 回国際 HPH カンファレンス(オーストラリア)に 14 名が参加し 10 のテーマについて報告をしています。引き続き国際的にも重要な課題として健康格差への取り組みも行っています。

(HPH : Health promoting hospitals & Health Services. WHO が提唱している健康増進活動を地域で進めていく病院や診療所のこと)を指し、WHO のもとに国際ネットワークがあります)

オ) 財団は、これらの団体が行っている「勤労者の労働条件改善と福祉の向上を目的とする活動」の発展に寄与するため、財団所有の会館施設を全労連には、4 階フロア全部と 3 階フロアの半分、全日本民医連には、7 階と 8 階のフロア全部、いのちと健康全国センターには 6 階フロアの一部、全労連・全国一般には 9 階フロアの一部を提供すると同時に、快適な施設環境にし、各団体の利用の利便性を高めるなどを通してその活動を支援しています。

(2)「勤労者の社会的地位向上に寄与する教育、調査研究に関する活動の推進及び支援事業」

ア) 「労働者教育協会」は、「科学的社会主义の立場に立って、哲学、経済学、労働運動をはじめ、人民運動についての基礎的理論、内外の政治・経済情勢の特徴などを教育・普及することを目的」（会則）に、「学習の友」など出版物の編集や「勤労者通信大学」の開催、各種学習会への講師派遣など学習・教育活動を行っています。

令和5年度（2023年度）は、主要な事業活動である月刊学習誌『学習の友』が創刊70周年を迎えたことを踏まえ、創刊70周年のつどいを開催するとともに、労働組合等での活用・読者を増やすとりくみに力を入れてきました。また情勢を学び、深める運動を、「憲法・暮らし・安保」総学習運動として推進し、オンラインを活用した講座の開校、教材作成をおこないました。主催する勤労者通信大学には800人ほどの受講生が学習をすすめています。上記の学習会への援助を含め、学習会への講師派遣など、職場・地域における学習・教育活動をすすめています。

当会館は、労働者教育協会と東京の組織（東京学習協）に5階フロアの一部を事務所として提供すると同時に、学習会や通信大学のスクーリングなどにもホールや会議室を優先的に貸し出しています。

イ) 「産別会議記念・労働図書資料室」には、産別会議の資料や「日本福祉大学付属図書館の堀江文庫」をはじめ、戦後の労働運動、プロレタリア文学の資料、市民運動、平和運動等の資料や図書等約2万5千点が保管されています。これらの書籍・資料等は、財団で派遣している要員が収集、整理しており、労働運動総合研究所と共同して研究活動や大学・研究所などの図書館・資料室との連携も行っています。

令和5年度（2023年度）は、2023年度の「事業計画」と「予算」に基づき、「検索ソフト」の年度内の導入と来年度（2024年）からの本格稼働を目指して準備することを中心にしてきました。

この間、当方の実情と目指す内容等に合う「検索ソフト」の選定と導入時の費用とランニングコスト等を検討して、3社の中から1社を選定し、「常任理事会」「理事会」での確認を経て2023年度内にソフトを導入しました。

現在、蔵書データの整理と新ソフトへの転換・点検を行っており、7月頃からの本格稼働をめざして準備を進めています。

また、加入している「社会・労働関係資料センター連絡協議会」の総会に参加するなど連携した活動も進めています。

ウ) 当財団では、「会館ロビーでの学習図書・資料等の普及活動」を公益目的事業である「教育活動」の一環として行っています。当会館に入居し公益目的事業を行っている「維持会員」の団体が発行している学習図書・資料・パンフをはじめ、定款の目的と事業に資する図書や資料・パンフ等が多くの勤労者に普及するよう、会館ロビーの一部の場所を提供しています。

令和5年度（2023年度）は、会館としてコロナの感染拡大防止に努めながらも、会議室利用など館外からの訪問者の増加に伴い書籍等の閲覧、購入者が増え普及が進みました。また新たに書籍等の展示の希望も出されてきています。

（3）「勤労者の思想・信条の自由、権利を守る活動の支援事業」

ア) 当会館に入館している「日本国民救援会」は、戦争反対・民主主義を求めて弾圧された人々を、市民的な力で救援する団体として、1928年4月結成されました。戦後は、戦前からの経験を生かし、日本国憲法のもとで、権力の横暴を許さず、誤った裁判をただし、人権を守る活動に取り組んでいます。

令和5年度（2023年度）は、前年に引き続き、岡山・倉敷民商弾圧事件や、冤罪事件、労働事件、市民事件など全国で100を超える事件を支援しています。再審公判が続く静岡・袴田事件で、公判の傍聴や署名など冤罪をはらすための活動をすすめました。一方、三重・名張事件と東京・三鷹事件では最高裁の不当決定により、再審請求が棄却され、それぞれ次期再審申し立てに向けた運動を展開しています。また、憲法を守り活かす活動をすすめ、さらに、社会の進歩と革新、平和と民主主義を求めてたたかった故人を顕彰・追悼する「解放運動無名戦士合葬追悼運動」等も行っており、今年第77回を迎えました。

イ) 同じく館内団体に「治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟（治安維持法賠償同盟）」があります。1925年に制定された治安維持法により、制定から廃止されるまでの20年間に、当初は、共産主義運動への適用とされましたが、次第に適用範囲が広げられ、知識人、市民、宗教者をはじめ全国民に取り締まり対象が拡大、数十万人が取り調べを受け、送検者は68,274人、うち起訴者は6,550人、小林多喜二をはじめ虐殺された者93人、刑務所での虐待・暴行、発病などの獄死者は400人余のぼります。

令和5年度（2023年度）はコロナ禍のもと、「治安維持法犠牲者へ謝罪と賠償法」（仮称）の制定を求める請願を5月16日33都道府県から138人が参加して全国で集めた11万1,000筆の署名を持って、衆参両院の150議員事務所を訪問し紹介議員の要請を行いました。

当日は、北海道旭川から駆け付けた101歳の菱谷良一さんは、旭川師範学校に時代に描いた絵画が治安維持法違反の「生活図画事件」として検挙。真冬には零下34度の旭川刑

務所に投獄された実態を報告して「生きているうちに謝罪と賠償を実現したい」訴えました。

昨年、紹介議員をお引き受けいただきました先生方は、衆議院議員では、立憲民主党、国民民主党、日本共産党、れいわ新選組、無所属合わせて74議員です。

参議院議員は、立憲民主党、日本共産党、れいわ新選組、国民民主党、社民党、沖縄の風、無所属の37議員、衆参両院の111議員に紹介の労をお引き受けいただきましたが、残念ながら両院とも審議未了廃案になりました。

日本は1925年代（昭和初期）の絶対的天皇制の時代に中国への侵略を本格化し、治安維持法を成立させ、戦争に反対した共産主義者、社会主義者、労働組合、農民組合、文化知識人を「アカ」として逮捕・投獄しました。

「戦争は、弾圧とスクラム組んでやってくる」通り、「秘密保護法」「共謀罪」「重要土地規制法」「経済安保保護法」などが相次いで法制化され、「治安維持法が衣替えして復活している」様相です。

戦争と暗黒の時代に、反戦と主権在民を掲げて闘いに倒れた若き女性の真実の物語「わが青春はつくるとも—伊藤千代子の生涯」の映画化に尽力し完成。上映運動を通じ530カ所、9万3000人を超える皆さんに鑑賞され、今日の時代を見つめなおす材料が提供できた確信し、さらに運動を広げて10万超をめざしております。

(4)「平和を守り、文化・芸術の振興を目的とする活動の支援事業」

ア) 館内団体である「原水爆禁止日本協議会（日本原水協）」は、1945年8月6日、9日の広島と長崎への原爆被害を原点に、1954年から55年にかけてとりくまれた3200万の原水爆禁止署名運動と第1回原水爆禁止世界大会の開催を通じて、1955年9月「核戦争阻止」「核兵器全面禁止・廃絶」「被爆者援護・連帯」の基本目標をかかげ結成されました。それ以後、今まで65年以上にわたり、この基本目標を堅持し、原水爆禁止世界大会の開催をはじめ、核兵器廃絶をめざす諸活動を続けています。

令和5年度（2023年度）は、ビキニ水爆被災事件から69年にあたる3月1日、ビキニ水爆被災者支援と核兵器廃絶を求め、静岡市で3・1ビキニデー集会を1500人の参加で開催しました。前日には日本原水協全国集会を1000人参加で開催しています。8月には、「被爆者とともに、核兵器のない平和で公正な世界を一人類と地球の未来のために」をテーマに、原水爆禁止2023年世界大会をのべ1万人参加で成功させました。世界大会には、広島、長崎の被爆者とともに、国連代表、オーストリア、メキシコ、マレーシアの政府代表、世界各国の反核平和運動の代表、日本のすべての都道府県代表が参加しました。

また、広島の「黒い雨」被害者の全員救済のための支援活動にとりくむとともに、核兵器禁止条約への日本の参加を求める新聞意見広告、日本政府への署名の提出行動などにとりくんできました。

これらの活動は、国連、政府・公的機関、NGO、世界の反核平和運動との共同・連帯の発展、日本国内で広範な団体・個人との共同、自治体関係者との協力の前進など、新たな成果と教訓を刻むものとなりました。

当財団は、日本原水協と被爆者団体の東京の組織である「東友会」に6階フロアの約3分の2の事務所を提供し、ホールや会議室の利用にも便宜を図っています。

イ) 日本美術会は1946年4月に発足「民主的美術文化を創造し普及する」との綱領を掲げ、さまざまな思想・信条・表現を持った美術家達の集まりです。組織では、会員は全国に及び11の専門部を設け、日々活動しており、2年置きに総会も開かれ活発に議論されています。また、美術の研究と次期担い手の養成も兼ねた附属研究所「民美」を運営しており、日美主催の「日本アンデパンダン展」は独立・自立の意味を持ち1947年第1回から虚飾を排し、権威に屈従せず、何よりも作家の批判精神と創造性を尊重する自由・平等の開かれた創作発表の場であり、出品者は全国から、海外にも及びます。この他アートフォーラムやシンポジウム、講演会も開催されています。

令和5年度(2023年度)は、第77回日本アンデパンダン展を2024年3月20日から4月1日まで国立新美術館で開催しました。

本展は「時代の表現・生きる証」をテーマに非審査、自由出品の美術展。今年は501名708点の作品が展示されました。会期中のイベント、「フォーラム」では大阪大学名誉教授北原恵氏に「ジェンダーの視点から見た美術(史)」と題した講演をしていただき好評を得ました。

昨年に引き続き特別展示「高校生が描き伝える『原爆の絵』」第二弾は今年も鑑賞者の注目を集めました。本展は他の美術公募展と異なり、「展示する場も作品に取り込む」表現形式の現代美術インсталレーションも受け入れましたので、「何でもあり」の自由闊達な印象を与える展覧会です。今年もその面白躍如の華やかな会場でした。今から16年前、61回展では800名を超えていた出品者が現在ではその6割弱になっています。

一方コロナで中断していたシンポジウムを実施しました(10/15)。基調提案「新たな戦前の中での美術運動」に続いて高知、奈良、東京のアンデパンダン展出品作家3名から創作体験の発表がありました。日本画あり、蚕から育てて絹糸を染めて現代的な作品に仕上げている作風、瓦や木を使って大きな抽象彫刻を造る人など3名の作家がいずれもユニークな作品で50名ほどの会場参加者が大いに刺激を受けました。

日韓交流美術展(11/16~19京都)に協力し、韓国から27名日本からも37名が出品し本会会員を中心に、文化交流に貢献しました。

(5)「これらの事業を推進する関係団体に施設の提供・貸与するための『平和と労働センター・全労連会館』の管理及び運営に関する事業」

ア) 財団の所有するホール・会議室は会館の入居団体をはじめ、「定款」の目的・事業趣旨に合致する多くの諸団体にも広く活用されており、令和5年度（2023年度）はコロナ禍による影響を残しつつも利用団体数・利用者数共前年度よりは回復傾向になりました。また「定款」の目的・事業趣旨に合致しない団体の利用（企業の営利目的、宗教団体の布教活動等）は、お断りしています。

イ) また、当財団は、館内入居団体の公益活動を行っている団体には、館外団体より先行して予約ができるようにすると同時に、利用料も館外団体よりも安く設定し、さらに、青年の活動を支援するため青年が主催する集会・会議等は通常料金の半額としています。また、利用者の便宜をはかるべく施設・機器の改善・修理、更新、視聴覚器材など付帯設備の拡充整備などをすすめ、それらの機器を無料提供して公益活動の支援を行っています。

2 共収益事業

ア) 当財団の施設に入館・利用している団体は、ほとんどが公益的活動を行っていますが、「株式会社・学習の友社」は、出版社として収益事業を行っており、また「民医連厚生事業協」は、民医連の職員に対する厚生事業を行っており、共益的事業となっています。それらの団体の賃貸料、会議室利用料等は共収益事業として「収1」としています。

出版業界の業績は1998年をピークに毎年下がり続け構造的な不況業種となっています。「学習の友社」も業界と同様な業績状況にあり苦しい経営を続けていますが、労働者・労働組合との共同の力に依拠し、経営を続けています。

令和5年度（2023年度）は、人文系・「労働経済」論を含む社会科学系の出版を、2023年に創刊70年を迎えた月刊学習誌『学習の友』を中心にして、続けています。

2023年度には、憲法関連の書籍とともに、「農村基本法」改正にかかる企画、福祉の現場での実践をもととした企画、温暖化について考える企画などのテーマで出版活動をおこないました。

「全日本民医連厚生事業協同組合（民医連厚生事業協）」

令和5年度（2023年度）は、指定職員向けに毎月「共済だより」の発行をしました。また、福利厚生事業では、コロナ禍の中、個人で参加できる「オクトーバーラン&ウォーク」、「Y o u T u b e 趣味の動画」、指定職員3名でチームを編成し参加する「クイズ企画」、「私の趣味・こだわりを紹介します、私の職場を紹介します」などを実施しました。

共済事業では、死亡見舞金、病気見舞金、秋田豪雨や能登地震による災害見舞金等を給付しました。

イ) また、館内入館団体の先行予約がない場合は、館外団体にも利用料（館内団体より若干高く設定）を徴収してホール・会議室の利用を認めています。館外団体の多くは、組合員や会員のための共益的活動を行っている所が多いいため、その会議室利用等は共収益事業として「収1」にまとめています。さらに、大型印刷機を使用した印刷事業や、貸車庫・貸倉庫の事業も「収1」の事業としています。これらの共収益事業も公益法人に認定されて以来、ほとんど変わっていません。

II、業務報告

1 財団運営について

① 財団の意思決定機関である評議員会は、年度中2回（「第23回定時評議員会＝2023年6/19」「第24回評議員会＝2024年3/21」）開催し、「2022年度事業報告」「2022年度決算報告書（計算書類）」「2024年度事業計画書」「2024年度収支予算書」等の確認と「役員の選出」（任期：新役員2025年6月、評議員2025年6月定時評議員会終結の時まで）を行っています。小畠理事長、渡邊常務理事は評議員会に出席しました。

② 財団運営の要である理事会は、定款に従い四半期ごとに定期開催し、年度中5回（「第50回＝2023年6/1」「第51回＝6/23」「第52回＝2023年9/6」「第53回＝2024年1/11」「第54回＝3/6」）行い、各期間の事業報告、収支状況報告を受け、管理、運営、業務、財政の執行状況の掌握等を行うと同時に、「役員の推薦」を行なっています。小畠理事長、渡邊常務理事はいずれの理事会にも出席しました。

③ 「常任理事会」は、今年度ほぼ2カ月に1度、計7回（第81回＝4/26）（第82回＝5/19）（第83回＝7/19）（第84回＝8/22）（第85回＝11/13）（第86回＝12/5）（第87回＝2024年2/8）開催し、理事会・評議員会等の会議の準備や日常運営の重要事項の起案・稟議・確認、執行等を行ってきました。小畠理事長、渡邊常務理事はいずれの常任理事会へも出席しました。

④ 「理事構成団体会議」を4月5日に開催し「コロナ禍での会館運営」や「役員の推薦、評議員の変更」等を協議しています。また「評議員選定委員会」を6月14日に行い、理事会より推薦された「補充評議員選出」（任期：2025年6月定時評議員会終結の時まで）を行っています。小畠理事長、渡邊常務理事が出席しました。

⑤ 「長期計画検討委員会」を年度中4回（「第36回＝4/5」「第37回＝7/2」「第38回＝11/29」「第39回＝2024年2/14」）開催し、「当館の機械警備システムの導入」「3,5,

「6階共用部空調設備更新工事」「エレベータ設備更新の検討」「衛生設備劣化診断」「2023年度以降の建物付属設備等の整備課題と資産取得資金の考え方」「将来的な会館の建替え展望」などについて、村上一級建築士にも出席してアドバイス頂きながら工事等の内容、業者選定と発注、実施時期などについて討議し、理事会へ答申してきました。小畠理事長、渡邊常務理事が出席しました。

⑥コロナ禍で事務局会議を24回開催し、会館運営委員会を6回、滝野川資料センター運営打合せ会議を3回、ユタカサービスとの定期協議をオンラインで5回行っています。さらに「会館通信」を今年度6号発行して、民主的運営と方針や連絡事項の徹底を図ってきました。会館運営委員会には渡邊（文）常務理事と渡邊（正）常任理事が出席し、滝野川資料センター運営打合せ会議には渡邊（文）常務理事が出席しています。

2 内閣府への届出・提出、登記、契約関係等

①「第50回理事会」「第23回定時評議員会」で満場一致確認された「2022年度事業報告」「2022年度決算報告書（計算書類）」は、渡邊常務理事が6月23日内閣府の公益認定等委員会に「事業報告等の提出」を行い、完了となっています。

②「第23回定時評議員会」で選出された役員（理事、評議員（補充））は、渡邊常務理事が7月5日「東京法務局への登記」を完了し、7月5日内閣府の公益認定等委員会に「変更の届出」を提出し、審議完了となっています。

③「第54回理事会」「第24回評議員会」で満場一致確認された「2024年度事業計画書」「2024年度収支予算書」は、渡邊常務理事が3月25日内閣府の公益認定等委員会に「事業計画書等の提出」を行い、完了となっています。

④「株式会社ジョウナン」との「空気清浄機メンテナンス委託契約」、エプソン（看板プリンター）、ユニマット、ファーストサーバーとも前年同内容で契約を継続しています。「会館利用（管理者）用」と「エレベーター使用」の「賠償責任保険契約」を例年通り保健医療研究所を通じ「三井住友海上」と契約しました。

⑤「会議室予約システム」については、利用者の便宜を考慮しインターネット予約システムをリザーブマート社と利用契約を継続しました。

3 会館管理関係

①「顧問弁護士との再契約」「協働公認会計士共同事務所との再契約」を前年同様行い

ました。

②「会館警備システム」についてセコム（株）と“セコム・セキュリティサービス”を契約し、2023年11月よりセコム社の有人警備システムを開始しました。

③「エレベータリニューアル工事」について、辰東エレベーター工業（株）と工事請負契約書を交わしました。

④「図書管理システムクラウドサービス利用契約書」を（株）ギルド、（株）システムラボと、「自動販売機設置契約書」を（株）ユカとそれぞれ契約しました。

⑤「全館防火・防災・停電訓練」（10月5日）は、コロナの影響を考慮しつつ在勤職員参加の訓練として、本郷消防署参加の下、フロア一毎に外部非常階段を使っての避難訓練を実施しました。自家発電装置の作動点検は別に5月に実施しました。

⑥1月11日に開催された「全館新春昼食会」は、4年ぶりに会館勤務職員が2Fホールに集い新年を祝いました。冒頭1月1日に発生した令和6年能登半島地震の被災者への黙とうを行い、復興への支援を誓い合いました。

4 施設提供・貸与、教育事業等関係

①会館のホール・会議室等の利用状況は、ホールは49%、304・305号室は50.4%、全体では40.4%となっており、2022年度はホール51%、304・305号室53%、全体43%でした。2022年度は内部塗装工事の関係で貸出を中止した会議室があった関係から稼働率は上がっていましたが、実稼働数では2023年度は前年より上回っており、会議室収入としては予算を上回りました。

②看板作成、ロビーでの書籍販売の教育事業収入も予算を上回りました。

③「労働図書資料室の資料収集、調査・研究活動」は、蔵書と資料の不明項目があつたものを含め全蔵書のリスト化と照合を進め、「労働図書資料室の分類表」の修正・確認、寄贈本の追加作業を終えました。

5 会館設備保全関係

「年間管理計画」（別紙）に基づき、設備の整備・点検、清掃、防災設備点検等を定期的に行うと共に、ユタカサービスとの定期協議を行い、その充実と問題点の改善、設備の修理・点検、経費の節約等を行ってきました。さらに、会館建設から21年を経過

し、設備・機器の更新、改善等も行ってきました。エレベーターのカゴ内の「階数表示」の表示不具合については、3月に修繕作業が終わりました。

①「会館警備システム」をセコム社の警備システムに移行する工事は11月末に完了しました。当面はシステムに順応していく為のトレーニングとして、セコム社との連携を取りながら運用を開始しました。当初はドアの接触不良による発報がありましたがその後改善され、安定した運用を続けています。

②「立体駐車場倉庫」については、テクノパーク社による定期的な保守点検を実施し老朽化に伴う耐荷重性能の低下面をフォロウしながら利用を継続しています。

③ 例年行っている5月の連休中に「全館停電漏電検査（5/5）」を行い、「建築物定期検査（防火設備）（6/16）」、「建築物定期検査（昇降機）（7/27）」「建築物定期点検（建築設備）（11/2）」を実施しました。

事業報告の附属明細書

「重要な事項は、事業報告に記載しました」

(以 上)

